

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定例監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果を公表します。

令和5年11月28日

刈谷市監査委員 渡 部 亨

刈谷市監査委員 中 嶋 祥 元

定例監査の結果

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、刈谷市監査基準に準拠して実施する監査

第2 監査の概要

1 監査の対象及び期間

納税課 令和5年10月 2日（月）～11月 1日（水）

市民協働課 令和5年10月26日（木）～10月31日（火）

市民課（富士松支所を含む）

令和5年11月 1日（水）～11月 7日（火）

文化観光課（歴史博物館、郷土資料館、美術館を含む）

令和5年11月 8日（水）～11月17日（金）

2 監査の対象事項及び範囲

納税課

令和5年1月1日～令和5年8月31日までに執行した事務
市民協働課、市民課、文化観光課

令和5年1月1日～令和5年9月30日までに執行した事務

3 監査の着眼点及び方法

令和5年度監査等の計画の主な着眼点に基づき、事前に審査資料の提出を受け事務概要等の説明を求めるとともに、予算の執行状況、関係諸帳簿、証拠書類などの照合、点検及び担当職員への照会等による審査を実施した。

第3 監査結果

各事務は、法令に適合し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。